

令和8年度 町会・マンション みんなで防災訓練

資機材助成金交付要綱

令和8年3月27日

7生都地第1784号

(趣旨)

第1 この要綱は、町会・自治会とマンションのつながりを構築・強化し、地域防災力の強化を図るため、「令和8年度 町会・マンション みんなで防災訓練」事業実施において、「令和8年度町会・マンション みんなで防災訓練」資機材助成金（以下「助成金」という。）を交付するに当たり、必要な事項について定める。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 地縁団体

いわゆる町内会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体をいう。

(2) 単一町会

区市町村において、町会・自治会として登録又は把握されている単一の地縁団体をいう。ただし、集合住宅世帯のみで構成する単一の地縁団体は除く。

(3) 集合住宅自治会

区市町村において、町会・自治会として登録又は把握されている集合住宅世帯のみで構成する単一の地縁団体をいう。

(4) 防災資機材

防災活動や合同防災訓練に使用するもので、別表第1に掲げるもの又は東京都知事（以下「知事」という。）が認めるものをいう。

(助成対象者等)

第3 この要綱において、助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、「令和8年度 町会・マンション みんなで防災訓練」の申請者であって、令和8年度においてこの要綱による交付決定を受けていない者とする。ただし、次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 団体の代表者、役員又はその他の構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、「令和8年度 町会・マンション みんなで防災訓練」で実施する合同防災訓練において使用する別表第1に掲げる資機材の購入とする。1品当たりの単価が1,000円未満（消費税及び地方消費税は除く。）となる防災資機材の購入は対象外とする。ただし、別表第1に掲げるものの場合は、その限りではない。

(助成金の額)

第5 助成金の額は、助成対象経費の10分の10とし、20万円を超えないものとする。なお、千円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(助成対象経費)

第6 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に係る経費とする。

(助成の申請)

第7 助成を受けようとする者は、助成交付申請書（別記第1号様式。以下「第1号様式」という。）に次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 購入予定防災資機材の見積書等
 - (2) 購入予定防災資機材の内容が確認できる資料（カタログの写し等）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請を受理することはできない。
- (1) 過去に町会・マンション みんなで防災訓練資機材助成（本年度分を含む）の交付を受けている者からの申請であるとき。
 - (2) 本助成金の交付の対象としようとする経費について、都が実施する他の制度等による助成金等の交付を受けている、又は受けようとするとき。
 - (3) 本助成金の交付の対象としようとする経費が他の制度による助成金等の対象となっており、当該制度において助成等を併用して受けることを不可としているとき。

(交付の決定)

第8 知事は、第7の規定による申請があったときは、審査を経て、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して助成金の交付決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、助成を受けようとする者が第3（1）に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。
- 4 知事は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、また、交付しないことを決定したときは、助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に対してそれぞれ通知するものとする。

(交付の条件)

第9 知事は、第8 1の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、第8 2の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 知事が現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。
- (2) 助成事業の実施に当たり本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。
- (3) 「令和8年度 町会・マンション みんなで防災訓練」において、交付決定を受ける助成対象事業として購入した防災資機材等（以下「対象防災資機材」という。）を活用し、合同防災訓練を実施すること。
- (4) 令和9年度以降も、町会・自治会とマンションのつながりを構築・強化するため、対象防災資機材を活用して合同防災訓練を継続して実施すること。また、令和9年度は、対象防災資機材を活用した同防災訓練を実施の上、防災訓練報告書（第4号様式）を知事が別に定める期限までに知事に提出すること。

(申請の撤回)

第10 助成事業者は、第8 1の規定による通知を受領した場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し)

第11 知事は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(変更承認申請)

第12 助成事業者は、次の(1)から(3)までの一に該当するときは、あらかじめ知事に変更承認申請書(別記第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

(1) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 知事は、1の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認通知書(別記第6号様式)により、また、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書(別記第7号様式)により、それぞれ通知する。

(事故報告)

第13 助成事業者は、助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 助成事業者は、知事から助成事業の遂行状況等について報告を求められたときは、速やかに書面により報告しなければならない。

(事業の遂行命令)

第15 知事は、第14に規定する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 知事は、助成事業者が1に規定する命令に違反したときは、助成事業者に対し、助成事業の一時停止を命じることができる。

3 知事は、2の規定により助成事業の遂行の一時停止を命じた場合において、助成事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに採らないときは、第19 1(5)の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第16 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は当該事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に報告しなければならない。

(1) 助成対象経費の支払が確認できる書類(領収書の写し等)

(2) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第17 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、その内容を審査し、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に助成金交付額の確定通知書(別記第9号様式)により通知する。

2 知事は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

(是正のための措置)

第18 知事は、第17 1の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 1に規定する命令により必要な処置をした場合においても、第16に規定する実績報告は行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第19 知事は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 第12 1に規定する承認を受けずに助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更したとき。
- (5) その他助成金の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは東京都助成金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）に基づく命令に違反したとき。
- (6) 交付を受けた団体（代表者、役員又はその構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 1の規定は、交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、1の規定により取消しをしたときは、速やかに助成事業者に通知する。

(助成金の返還)

第20 知事は、第11又は第19の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第21 助成事業者は、助成金の交付の申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22 助成事業者は、第19 1(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第23 第22 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第24 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経理と区分し、収入及び

支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、助成事業完了の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第25 助成事業により取得したものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、助成事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとする。

(その他)

第26 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4関係)

分類	防災資機材
初期消火に使用する資機材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護に使用する資機材	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品 (ジャッキ・ロープ)、AED、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡に使用する資器材	トランシーバー、メガホン、ラジオ
生活継続に使用する資器材	マンホールトイレ、給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器、カセットボンベ (発電機用)、太陽光パネル (蓄電池用)、養生シート、安否確認マグネット ※ 設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く。